

## 日本物理学会 若手奨励賞 領域 2 授賞規定

2006 年 9 月 24 日領域 2 運営会議にて承認

2013 年 9 月 26 日領域 2 運営会議にて承認

### 1. 授賞の対象

1 篇または複数編の論文で公表された研究業績. ただし, その研究内容(またはその一部)が, 日本物理学会において当該領域で登壇者として口頭またはポスターで発表されていること.

### 2. 応募資格

応募の時点で日本物理学会会員であること.

受賞年度の 4 月 1 日現在において 39 歳以下であること. ただし, 出産, 育児休暇により研究を中断するなどの事情がある場合は, 年齢制限を緩和することができる.

### 3. 審査の基準

公表された論文(掲載決定済みを含む)の評価を基本とする. 物理学会における発表, 他の学会, 国際会議での発表内容などを総合的に判断し, 優れた研究を行ったこと, 研究者としての将来性が評価できることを確認する. また, 当該業績について候補者が主要な役割を果たしていることを条件とする.

### 4. 応募と審査の方法

応募は自薦または推薦による. 審査委員会は, 候補者について必要な資料の提出を求め, 審査する.

提出書類は, ①自薦書(様式 1)または推薦書(様式 2), ②履歴書, ③発表論文リスト, ④対象論文のコピー, ⑤学会発表の概要のコピー, ⑥その他必要と思われる書類.

なお, 推薦者は同一の候補者を同じ年度に複数の領域に推薦すること, 同一の領域に複数名の候補者を推薦することは出来ない. 自薦の場合は同じ年度に複数の領域に応募することはできない.

### 5. 審査委員

審査委員会は, 領域毎で選出され, 学会の承認を受けた委員で構成する. 分野のバランス等に配慮した委員構成とする.

# 日本物理学会 若手奨励賞 領域 2 受賞規定 細則

2006 年 9 月 24 日領域 2 運営会議にて承認

2010 年 9 月 24 日領域 2 運営会議にて修正承認

2013 年 9 月 26 日領域 2 運営会議にて承認

## 1. 審査委員会の設置

領域 2においては、日本物理学会若手奨励賞候補者の選考を行うため、領域 2 若手奨励賞審査委員会(以下「審査委員会」)を設置する。

## 2. 審査委員会の組織

審査委員会は委員長、副委員長各 1 名と、原則として 4 名の審査委員(計 6 名)から構成される。委員長、副委員長は領域代表により指名され、4 名の審査委員は委員長および副委員長が領域代表および副代表と協議の上決定する。審査委員の任期は一年とし、次年度の再任は原則としてないものとする。審査委員は受賞決定後公表される。

## 3. 会議の運営

審査委員会委員長は委員会を招集し、その議長となる。

## 4. 公募方法

本表彰の公募は、毎年度 1 回、締め切りの 1 ヶ月以上前に学会誌や学会ホームページに公募文を掲載する。同時にメーリングリストなどを用いて領域 2 関係者に自薦・推薦を呼びかける。

## 5. 応募方法

応募は自薦または推薦による。提出書類は以下の通り。

(1) 自薦の場合：①所定の用紙（様式 1）に記載した自薦書、②履歴書、③発表論文リスト、④対象論文のコピー(3 篇以内)、⑤該当する日本物理学会における学会発表の講演概要と講演資料のコピー、⑥その他必要と思われる書類。

(2) 推薦の場合：原則として日本物理学会員である推薦者 2 名の連名により受賞者候補の推薦を行い、①所定の用紙（様式 2）に記載した推薦書、②履歴書、③発表論文リスト、④対象論文のコピー(3 篇以内)、⑤該当する日本物理学会における学会発表の講演概要と講演資料のコピー、⑥その他必要と思われる書類。

以上の書類を電子媒体（1 つの PDF ファイルに①～⑥の番号順にまとめるのが望ましい）にて、領域代表および領域副代表に送付する(締切日必着)。なお、自薦書あるいは推薦書の審査希望領域名を「領域 2」と明記すること。また、該当する学会の発表は筆頭者かつ登壇者でなければならない。また、当該年度の領域代表、副代表、審査委員は推薦者にはなれない。

## 6. 審査手順

応募者の中から、領域を問わず過去に若手奨励賞の受賞者でないことを確認した後、応募要件を満たす候補者に対して、審査委員会において提出書類の審査を行う。

(1) 審査委員会は、自薦または推薦された候補者の対象論文について、論文を中心に、物理学会や他の学会、国際会議などでの発表内容を総合的に審議し、受賞者候補について順位をつける。審査委員会は、候補者選定作業において査読者を委嘱し、参考意見を聴取することができる。なお、候補者と近い関係(共著者、協力者、師弟関係、同じ部門、親戚関係など)にある審査委員は当該候補の審査に加わることはできない(委員の自己申告制とする)。

(2) 審査委員会は、審議経過を踏まえ、受賞者候補者の順位および当該年度に予定された受賞者数などを勘案し、受賞者候補を選考するとともに、推薦理由を付して最終候補者を理事会に推薦する。

## 7. その他

本細則規定は、審査委員会の議を経た後、領域代表の承認を得て変更することができる。

但し、変更内容に関しては理事会の承認を求めるとともに運営会議で報告することとする。

(自薦書および推薦書の様式を削除しました)